

平成29年（ワ）第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇 外607名

被告 長崎県 外1名

2018年(平成28年)3月30日

原告ら第7準備書面

長崎地方裁判所 佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄
外

本件訴訟の利水面に関する現時点での総括を行う。

第1 別訴における進行

- 1 本件訴訟同様に、石木ダム建設事業をめぐる裁判として、長崎地方裁判所平成27年(行ウ)第4号石木ダム事業認定処分取消請求事件(以下単に「別訴」という)が存在する。

この別訴において、利水面に関しては、以下の通り、別訴原告被告間で書面が提出されている。

(1) 原告ら第1準備書面

これは、本件訴訟原告ら第1準備書面の中にほぼすべて取り入れられている。

(2) 被告第1準備書面

別訴の原告ら第1準備書面中、「平成24年予測の問題点」に関する別訴被告である国の反論である。

(3) 原告ら第 4 準備書面

上記国の主張に対する反論である。

(4) 被告第 3 準備書面

別訴の原告ら第 1 準備書面中、「保有水源の問題点」に関する別訴被告である国の反論及び、前記別訴原告ら第 4 準備書面に対する反論である。

(5) 原告ら第 6 準備書面

上記国の主張に対する反論である。

(6) 被告第 5 準備書面

上記別訴原告らの主張に対する反論である。

(7) 原告ら第 8 準備書面

この時点までに明らかになったことについて、まとめた書面である。この内容もまた、本件訴訟原告ら第 1 準備書面において反映されている。

(8) 被告第 5 準備書面

上記別訴原告らの主張に対する反論である。

(9) 原告ら第 10 準備書面

「保有水源の問題点」について、別訴原告ら第 8 準備書面までで主張していたことについて、再整理をした書面である。

(10) 原告ら第 12 準備書面

別訴原告らの最終準備書面である。この書面は、別訴原告ら第 8 及び第 10 準備書面を前提に、別訴で取り調べられた証人尋問の結果を踏まえたものである。

(11) 被告最終準備書面

国の最終準備書面である。原告ら第 10 準備書面への反論が若干あるほか、従来の主張の繰り返しにすぎない。

2 別訴書面の評価

(1) 上記で述べたように、別訴原告ら第 1 及び第 8 準備書面を統合したものが、本件訴訟の第 1 準備書面である。

したがって、別訴原告ら第 1、第 4、第 6、及び第 8 準備書面の内容については、「平成 24 年予測の問題点」に関しては、本件訴訟第 1 準備書面に必要なことは記載されているので、改めてこれらを提出する必要はない。

(2) 別訴原告ら第 10 準備書面は、保有水源に関するそれまでの被告の主張の問題点について、再整理をしたものである。これについては、本件訴訟ではまだ主張していない。

また、この別訴原告ら第 10 準備書面は、主として別訴被告第 3 準備書面への反論という形である。保有水源に関する国の主張は、この別訴被告第 3 準備書面が基本となっている。

(3) 別訴原告ら第 12 準備書面は、前記の通り別訴原告らの最終準備書面である。

この書面は、別訴原告ら第 8 及び第 10 準備書面を前提に、最終準備書面として整理したものである。

したがって、これを見れば、利水面における原告らの主張はほぼ正確にわかる。

第 2 本書面の構成

そこで、本書面は次の通りの構成をとる。

- 1 本件訴訟原告らの主張として、別訴原告ら第 12 準備書面を援用する。
- 2 この別訴原告ら第 12 準備書面は、その中で、別訴の主張書面及び甲号証、乙号証、あるいは証人尋問の結果などが援用されている。
- 3 そのうち、「平成 24 年予測の問題点」に関しては、別訴原告ら第 1、第 4、第 6、及び第 8 準備書面で言及していることは、原則として、本件訴訟第 1 準備書面でも言及しているので、そちらを参照していただきたい。なお、本件訴訟第 1 準備

書面で言及していないものは、それほど重要なものではないので、現時点では無視していただいてよい。

- 4 「保有水源の問題点」に関しては、別訴原告ら第 12 準備書面においては、別訴原告ら第 10 準備書面が言及されているので、これを添付資料として付ける。

さらにこの別訴原告ら第 10 準備書面は、別訴被告ら第 3 準備書面を前提にしているため、これも添付資料として受ける。

- 5 別訴原告ら第 12 準備書面において引用している甲号証は、すべて本件訴訟の甲号証の番号と一致するので、そのままお読みいただいてよい。

- 6 乙号証について

- (1) 別訴原告ら第 12 準備書面において引用している乙号証は以下のものである。

ア 乙 A15

本件訴訟の被告である佐世保市が、事業認定庁に追加で提出した書類である。

イ 乙 A16

別訴被告である国が、土地収用法 22 条に基づく意見照会文書である。

ウ 乙 A17

上記紹介に対する滝沢智教授の回答書である。

エ 乙 A18

同小泉明氏の回答書である。

オ 乙 B27

本件訴訟の被告である佐世保市が、平成 24 年度再評価委員会で提出した資料である。

カ 乙 B33

佐世保市の渇水状況に関する資料である。

- (2) 上記のうち、乙 A15 及び B27 は、ともに被告佐世保市が作成し、所有している資料である。したがって、被告佐世保市に提出を求める。
- (3) 乙 A16,17,18 及び乙 B33 については、添付資料とする。
- (4) なお、現時点では、乙 A15 及び B27 は貴庁には認識できないことになるが、それらの書証がなくとも、原告らの主張は十分理解いただけると思う。そのうえで、どうしても必要とお考えならば、ぜひ、被告佐世保市に提出を求めているだけきたい。

7 証人尋問の結果

別訴では、利水関係として、平成 24 年当時の佐世保市水道局事業部長田中英隆及び小泉昭教授の尋問が行われている。

そこで、田中尋問の結果を甲 E 第 1 号証、小泉尋問の結果を甲 E 第 2 号証として提出する。

8 結論

よって、以下のものをその順番で、本書面に添付する。

- (1) 別訴原告ら第 12 準備書面(本書面で援用)
- (2) 同第 10 準備書面(本書面の参考添付資料)
- (3) 同被告第 3 準備書面(同上)
- (4) 別訴乙 A16,17,18 及び乙 B33(同上)

以 上